

平成 26 年 3 月 10 日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 執 行 役 社 長 C E O 松 本 大
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部)

特別一時金の支給およびベースアップの実施に関するお知らせ

マネックスグループ株式会社（以下、「当社」という）は、当社およびマネックス証券株式会社を含む日本国内子会社に在籍する常勤の役員（執行役員含む）および従業員に対して2014年4月1日に特別一時金を支払うこと、ならびに、新年度については、当社および日本国内子会社に在籍する従業員（管理職および契約社員を除く）の基本給に対してベースアップを実施することを決定しましたので、お知らせします。

特別一時金の支給は2013年4月1日に実施し、本年も引き続き実施するものであり、対象者1人あたりの平均支給額は約30万円となります。また、基本給のベースアップは1999年の創業以来初めて実施するもので、月額2,200～5,500円をベースアップします。これらは安倍政権の掲げる経済再生策の一つである賃金アップの呼びかけに応じて国内景気の回復に向けて貢献すること、および2014年4月からの消費税率引上げに伴う生活への影響を緩和することを目的として実施いたします。

記

1. 特別一時金の概要

(1) 支給対象者

当社および国内子会社に在籍する常勤の役員（執行役員含む）および従業員を対象とします。

(2) 支給対象者数

339名

(3) 支給金額

役職に応じて一定額を支給します。支給金額は従業員平均で年俸の約5%となります。

(4) 支給日

2014年4月1日

2. ベースアップの概要

(1) 対象者

当社および国内子会社に在籍する従業員（管理職および契約社員を除く）を対象とします。

(2) 対象者数

144名

(3) アップ率および開始時期

現在の基本給に対して1%のベースアップを、2014年4月の給与より実施します。

以 上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社
経営管理部 町田 電話 03-4323-8698